

各省庁からの資産税関連項目の改正要望等の概要と改正の取扱い

新年あけましておめでとうございます。今年も定期的に最新の情報を発信していきますので、よろしくお願いいたします。今回は、令和7年度税制改正について、各省庁からの主な資産税関連項目の改正要望とその顛末について解説します。

省庁等	改正の要望内容又は指摘事項	令和7年度税制改正の対応（顛末）
金融庁	① 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し 物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること また、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと	物納許可限度額の計算方法について、申請者の平均余命を基に算定するなどの見直しが行われます。なお、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しについては改正されません。
	② 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ 死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること	改正はされません。
	③ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長 両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するため、結婚・妊娠・出産・育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、拡充及び延長（令和9年3月31日まで2年間）すること	令和9年3月31日まで2年間延長することになります。
総務省 法務省	所有者不明土地等問題の解決のための登録免許税の特例 次の登録免許税の免除措置を3年間延長する。 ① 個人が相続又は相続人に対する遺贈により土地の所有権を取得した場合において、相続による所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときに、当該個人を当該土地の登記名義人とするために受ける登記に係る登録免許税の免除 ② 個人が、土地について所有権の保存の登記又は相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地の当該登記に係る登録免許税の課税標準となる価額が100万円以下であるときにおけるその登録免許税の免除 新規・拡充：上記②の要件を緩和するとともに、更なる拡充や新たな免税措置を講ずる	登録免許税の免除措置を令和9年3月31日まで2年間延長することとしました。 しかし、免除措置の更なる拡充や新たな免税措置については見送りとなっています。
農林水産省	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付けの拡充 受贈者等が営農困難時貸付けを行うことができる事由及び林業経営相続人が経営困難時委託を行うことができる事由に「介護医療院への入所」を追加する	要望どおり改正することとしました。
経済産業省	法人版及び個人版事業承継税制の見直し 経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、役員就任要件の見直し等を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する	贈与税の納税猶予の適用を受けようとする場合には、事業に従事し又は役員に就任して3年以上でない適用が受けられません。そのため、事業従事要件や役員就任要件について、贈与を受ける時に事業に従事している又は役員であることに見直し等が行われます。
環境省	生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減 生物多様性維持協定を締結した土地等に係る相続税の20%評価減を講じる	要望どおり改正されます。
厚生労働省	① 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し 国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、消費者物価など経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う	国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとし、反面、低所得者に係る軽減措置は拡充するとしています。
国土交通省	② サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 固定資産税及び不動産取得税の特例措置について、2年間（令和9年3月31日まで）の延長を要望する	要望どおり、適用期限が2年間（令和9年3月31日まで）の延長されます。

（文責： 山本和義）